

# 名古屋市教育委員会臨時会

平成23年7月26日

午後2時00分

教育委員会室

## 議 案

第66号議案 平成24年度使用教科用図書の採択について

## 出席者

坂 井 克 彦 委員長

三 林 久 美 委 員

永 井 幸 代 委 員

古 川 隆 委 員

伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員20名

(坂井委員長)

ただいまから教育委員会の臨時会を開催いたします。本日の審議に先立ちまして、7人の方から傍聴の申し出がありました。名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により許可をいたしたいと思っておりますけれどもご意見はございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくこととなります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点です。

また、同規則第5条により、録音・ビデオ撮影等については禁止しております。

県の指導により、採択等に関わる会議録、委員名、選定資料、採択基準等は8月31日まで非公開となっておりますので、傍聴の方もご配慮ください。

それでは、第66号議案「平成24年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

はじめに、教科用図書の採択の概要について、事務局の説明をお願いします。

(安保指導室長)

公正かつ適切な教科書採択の実施について、文部科学省は平成 21 年 3 月に「教科書の改善について (通知)」を出しておりますので、その概要を説明させていただきます。

資料 1「教科書の改善について」の「1 公正かつ適切な教科書採択の実施について」をご覧ください。

文部科学省は、「教科書の採択にあたっては、教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた「教科書改善に当たっての基本的な方向性」を参考にし、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要である」としています。

「教科書改善に当たっての基本的な方向性」とは、教科用図書検定調査審議会が「教科書の改善について (報告)」の中でとりまとめたもので、新しい教科書の著作・編集や教科書検定が行われていく中で、新たな教科書がより一層児童生徒にとって理解しやすく、教師にとって教えやすいものとなるようにという観点から、今後の教科書に求められる基本的な方向性を審議会が整理したものです。

この通知には書かれておりませんが、具体的には

- 1 教育基本法で示す目標等を踏まえた教科書改善
- 2 知識・技能の習得、活用、探究に対応するための教科書の質・量両面での格段の充実
- 3 多面的・多角的な考察に資する公正・中立でバランスのとれた教科書記述
- 4 教科書記述の正確性の確保
- 5 児童生徒が意欲的に学習に取り組むための、教科書編集上の配慮・工夫の促進
- 6 教科書検定の信頼性を一層高めるための検定手続きの改善 です。

文部科学省はこの「教科書の改善について (報告)」を受けて、教科用図書検定規則、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び教科用図書検定規則実施細則の改正を行っております。

次に裏面の「2. 教科書観の転換について」をご覧ください。

新しい教科書は、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心を持って読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点が重要で、従来型の「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」という教科書観から、その考え方を転換していくことの必要性を十分に理解し、適切に対応することが必要であるとしています。

名古屋市教育委員会では、この通知を踏まえ、「内容を考慮した、十分な調査研究」をおこなうため、小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会と高等学校教科用図書選定協議会を設置し、選定について協議するよう諮問をしました。

それぞれの選定協議会については高等学校と中学校の教科用図書の説明のところで具体的に引き上げさせていただきます。

また、小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会の「選定答申の観点項目・着眼点」は昨年度の選定協議会で「教科書の改善について (通知)」を受けて変更、追加したものを引き継いでいます。後ほど具体的に説明させていただきます。

以上でございます。

(坂井委員長)

ありがとうございました。採択の概要についての説明をいただきました。お手元に資料がございますので、いま一度ご覧になって、概要につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。一つは改善に当たっての基本的な方向性、もう一つはこれからの教科書観、大きく言ってこの2点について今ご説明をいただいたと思います。細かくはまたそれぞれの審議する場でご説明いただくということでのようですので、この場は進めさせていただいてよろしいですか。

それでは、始めに高等学校用の教科用図書の採択を行いますので、引き続き説明をお願いいたします。

(安保指導室長)

まず、資料の確認をさせていただきます。お手元には、資料2「選定協議会からの答申の写し」と資料3「平成24年度使用高等学校用教科用図書選定資料」をご用意させていただきました。また、窓際には「教科書見本本」の一部及び各学校からの「平成24年度採択希望教科用図書研究報告書」を置かせていただきました。

それでは、名古屋市立高等学校用の教科用図書について、説明をさせていただきます。

さる4月26日の「第1回高等学校教科用図書選定協議会」におきまして、選定の進め方と調査研究の方法を決めるとともに、5月2日に、学校長を長とする「教科用図書研究協議会」を設置するよう、各高等学校へ通知いたしました。

来年度は、数学と理科において、新教育課程が先行実施されます。それに伴い、1年生が使用する数学と理科の教科書は、すべて新しいものになります。それを受けまして、教科書目録には、昨年度よりも76種多い957種の教科用図書が掲載されており、各学校は見本本などを利用して、課程や学科、コースなどの学校の実情や生徒の実態に即し、教科書の調査研究を行いました。また、学校間の情報交換を教科研究会にて行い、研究を深めました。

これらの調査研究を経て、6月13日に全市立高等学校から「平成24年度採択希望教科用図書研究報告書」が提出されました。

各校から提出されたこの研究報告書を基に、事務局で教科ごとに整理し直したものが、お手元の資料3でございます。

また、6月11日から7月5日まで、鶴舞中央図書館において「教科書の展示会」を開催し、市民の方にもご覧いただきご意見をいただきました。

これら、選定資料、市民の方からのご意見、そして各校の教育課程を主な資料として、7月13日の「第2回高等学校教科用図書選定協議会」にて協議をし、答申をいただきました。

ではここで、資料3の見方について担当からご説明申し上げます。

(鈴木指導主事)

1枚はねてください。各学校から出されたものを教科ごとに並べたものでございます。

1ページ目は「国語」の一覧表です。

表の中にある、1・2・3・4 という数字は、教科書の使用学年を表しております。○・□の記号については、○は、教科書を来年度より新しいものに変更する場合、□は、既を使用している教科書を学年をまたがって連続して使用する場合はあらわしております。さらに、数字だけの場合は、本年度と同じ教科書を来年度もそのまま継続使用するというを表しております。これらが国語から順番に教科ごとに並んでおります。

次に、24 ページから 26 ページにわたっては、新規採択希望の科目がわかるように一覧表といたしました。この表の見方について、ご説明いたします。

一番左の列には教科名、一番上の行には学校名があり、学校別に、今年度使用の教科書とは違う、新しい教科書希望が出ている科目名を載せました。科目名の前の丸数字は、学年を表しています。科目名の後にダイヤ印があるものは、教科書会社に変更になったことを示しています。

具体例でご説明いたします。菊里高校の地理歴史ですが、「②世界史A」とありますように、2 年生の世界史Aの教科書は今年度使用している教科書とは違う教科書を希望していることを表しています。教科書会社は、「東京書籍」から「山川出版」に変わっております。

なお、先ほども室長の方からご説明申し上げましたように、来年度は、数学と理科において、新教育課程が先行実施されます。それに伴い、1 年生が使用する数学と理科の教科書は、すべて新しい教科書の希望が出されております。

説明は以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。相当膨大な内容でありますけれども、基本的には各学校がそれぞれの学校の特徴に合わせて、最も適当であろうというものを選んで、それを教科書選定協議会の方で、よろしかろうということで答申が出たということですね。何かご質問はありますか。

(古川委員)

ちょっと見方ですけども、資料 3 の一枚目で一つ例を入れて説明してもらいたいんですが、例えば桜台の国語総合の三省堂が数字の 1 とその隣に四角い 2 っただけあるでしょう。そのところだけ一つ例として説明してくれますか。どういう見方をすればいいのか。

(鈴木指導主事)

桜台のファッション文化科につきましては、国語総合で「15 三省堂国総 029」という教科書の希望が出ております。ファッション文化科で 1 とありますのは来年度も今年と同じ教科書を来年の 1 年生も使用するというでございます。2 の四角というのは、1 年生で使用した教科書をそのまま 2 年生に上がったときも使用するという連続使用ということで四角をつけさせていただいております。

(古川委員)

よくわかりました。

(坂井委員長)

1冊の教科書を2年間使うということですか。

(鈴木指導主事)

はい、左様でございます。

(坂井委員長)

他にございますか。

(永井委員)

私も同じような質問で意味の説明をお願いしたいのですが、資料3の例えば25ページで、数学と理科は新教育課程が先行実施されることになっていると思うんですが、教科書の後ろにダイヤの黒がついているのは、教科書会社に変更になったということだったんですが、ついているのとついていないものの違いというか、1年生は皆新規と言われて混乱してますけど。

(鈴木指導主事)

数学と理科につきましては確かに新しい教科書でございます。ただダイヤマークをつけさせていただきましたのは、教科書会社が変わったという意味でございます。例えば名東高校の国際英語科でございますが、こちらの方は、数研出版といったところが希望が出ております。今年の名東高校国際英語科も同じく数研出版を使用しております。ですので、今年も来年の1年生も同じ教科書会社である、ただ中身が全く違うものですからこの表には上げさせていただいておりますが、教科書会社が全く同じでありますのでダイヤマークはつけていないということでございます。

(古川委員)

そうすると前のページの24の菊里の数学なんかも、教科書会社は変わらずに中身は新しいものに代わっていると、こういう考え方・見方でいいということですか。

(鈴木指導主事)

左様でございます。菊里高校につきましては、やはり同じく数研出版を希望しております。現在の1年生も数研出版を使用しております。来年度も教育課程は変わりますが、同じく数研出版の教科書を希望しているということでございます。

(坂井委員長)

いずれにしろ数学と理科は中身が変わるわけですね、あらゆる学校で。

これは各学校で基本的に決めるわけですね。各学校の例えば数学の先生が集まって、わが校の数学の教科書はこれにしましょうというふうに決める。それと他の市立高校の数学なら数学の先生同士で話をするというのは、さっきそんなことをしましたという説明がありましたけれども、それはどのくらいの深さでやるんですか。

(鈴木指導主事)

おっしゃられたとおり、各学校教科別に教員が集まりまして来年度の教科書の希望を出します。それを受けまして、市立高校全体で例えば数学の教員が集まってきまして、これは各校の代表でございますが一度そういった協議を持ちまして、各校で来年度どういう希望が出ているか、その希望した教科書は何故かという理由をお互いに情報交換いたしまして、お互いにそういう情報を持ち帰りまして、また各学校の方で教科会をやりまして、他の学校ではこういう教科書が出ておったけれども、わが校ではこれでいいのかということ再度検討いたしまして、最終的には校長がある程度希望を全部まとめまして、教育委員会の方へ報告するというシステムになっております。

(伊藤教育長)

もうちょっと噛み砕いて、どういう風に教科書会社を変えようとするのか、どういう観点であるのかを、もうちょっと噛み砕いてわかりやすく説明してもらえますかね。

(鈴木指導主事)

数学と理科につきましては、新教育課程ということがございますが、多くがダイヤモンドがついておりますが、他の地理・歴史・公民といったところにもダイヤモンドがついているかと思えます、この場合ですと、まあだいたい例年同じ教科書になるんですが、3年に一度くらい見直しまして、そういったときにこのダイヤモンドがついてくると、ですから例えば菊里高校の地理・歴史②の世界史Aにつきましても、来年度の2年生、まあここで三年くらい同じ教科書を使いましたので、来年度はちょっと違った会社の教科書を使ってみようというようなこともあります。様々な要因で新しい教科書、新しい別の会社の教科書を利用したりしています。

(伊藤教育長)

今の「様々な」という言い方を、例えばこんなことというようなもうちょっとわかりやすく言ってもらいたい。

(鈴木指導主事)

高校の教科書ですと、難易度が色々ございまして、難しいものや易しいものがございまして。それぞれの学校の教育課程あるいは生徒の実情に合わせて、使う教科書というのが二つか三つくらいにだいたい絞られてまいります。ですので、あるときまでは数研出版の教科書を使っていたと、これが三年くらいしますと数研ではない別の教科書を使い、本校のレベルに合った教科書を使用してということで違う教科書会社のものを使用したりすることがございます。ですので、三年というのは必ず決まっているわけではございませんが、一年二年三年で卒業いたしますので、そのときに次の新入生あたりから、また新しい教科書を使用したりすることがございます。

(伊藤教育長)

要するに、自分のところの生徒たちの学力に応じて、どのくらいの難易度を使ったらいいかということがかなり明確化されるんだね。

選定協で、とくに特定の学校の教科書の事柄で議論になったことはありますか。

(鈴木指導主事)

選定協議会では、教育課程に関してのご意見やご質問はとくにございませんでした。

(伊藤教育長)

この高等学校でこの教科書を使うのはいかがかと言う議論にはなっていなかったということですか。

(鈴木指導主事)

とくにはそういった意見はございませんでした。

(坂井委員長)

大雑把に言って、進学校と、半々くらい、ほとんど進学しない、という場合に、進学校と目される学校は同じような教科書を使うという傾向にはあるんですか。

(鈴木指導主事)

仰るとおりでございます。だいたい同じような傾向でございます。

(坂井委員長)

先ほど、程度によって、一つの学校で採用する教科書は二つか三つくらいに絞られると仰いましたが、という結果的にはかなり絞られたなかから選ばざるを得ないということになっていきますか。

(鈴木指導主事)

教科にもよりますが、かなり絞られたなかからしか選べないというのもございますし、例えば1ページをごらんいただきますと、国語総合といった教科書は何冊もございますので、このなかからということになりますけれども、現代文につきましては少し種類が少ないということもございまして、このなかから選ぶとなるとだいたい決まってくるということもございます。

(坂井委員長)

高等学校については毎回、今のようなかたちで図書が選定されているんですけども、我々が全部目を通すことは事実上できない、こういったやり方で今まで何か支障があったとか、方法のなかで感じられたことはないですか。今のままで支障なくうまく選定できましたねという事なんですか。とくに反省するようなことはなかったですか。

(鈴木指導主事)

選定協議会でいくつかご意見をいただいておりますが、先ほども申し上げたんですが、教科研究会という市立高校全体の各校の代表が集まりまして、そこで研究科をやるわけですが、お互いに情報交換をさせていただいておりますが、そこが果たして十分な検討ができたかどうか、各校で生かされているのかどうかというあたりまでは、私ども細かいところまでは知りえておりませんので、そのへんの情報を知りながら、できるだけ教科研究会での中身が各校での選定に生かされるようにとは課題として思っております。

(三林委員)

今の教科研究会の話なんですが、あくまで名古屋市立の先生方の集まりで、愛知県全体でやるといったことはないですか。私立なんかですと東京の先生と意見交換されていると聞いたことがあるんですが、そういったことは今まであるのでしょうか。

(鈴木指導主事)

とくに愛知県立あるいは他都市の先生との意見交換を教育委員会が主体でやっているということはございません。

(三林委員)

自主的にもですか。

(鈴木指導主事)

全国大会等で出席された方が個人的に勉強されるケースはあるかと思いますが、とくにそれを反映させるということは今のところございませんが。

(三林委員)

研究は大いに結構だと思います。いろいろな機会をつくるといいかなと思います。

(坂井委員長)

作業は本当に大変だと思うんですけどね。でも、幅広い情報を集めた方がたぶんいいものが選べるんじゃないか、あまり身内だけでは。そういった制度についても、また考えていただきたい。来年もあるんですよ。

他にご意見ありませんか。かなり大部な資料でこれが一つ一ついいのか悪いのかというのは検証しづらいものですから、基本的にきちんとした手続きを経てここに出てきたということをも十分理解いたしたいと思います。ここにあるのは正式なルートを通ってきた答申による資料、教科書でありますけども、最終的にはこの教育委員会で採択することになりますけども、何かご意見があれば。よろしいですか。

(伊藤教育長)

各学校でいろいろこれまで希望の図書を選定しながら、ある程度客観的にそれを踏まえて選定協議会でいろいろ協議をされて、よしとされていますので、とくにないですが。

(坂井委員長)

では、この答申に示されているものを教育委員会として採択するというところでよろしゅうございますか。

(各委員) 異議なし。

(坂井委員長)

ではそのように取り扱わせていただきます。高等学校はとりあえずこれでおわりまして、続きまして、小学校用教科用図書の採択に移りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

(安保指導室長)

小学校用教科用図書は、昨年度採択を行いました。無償措置法施行令第14条により、4年間は同一の教科用図書を採択することとなっています。

文部科学省より送付された「平成24年度使用小学校用教科用図書目録」には、現在、名古屋市が使用している小学校用教科用図書のすべてが掲載されており、平成24年度の供給に支障がないことを選定協議会で確認したことを報告させていただきます。

選定協議会では23年度に使用している教科用図書と同じものを、資料4の選定答申に「平成24年度使用小学校用教科用図書」として掲載しております。

(坂井委員長)

ありがとうございました。基本的に何も変わりがない、ということですね。

(伊藤教育長)

ちょっと確認ですが。同一教科用図書の採択の特例に該当しないときということですが、特例というのは、使用されている教科書が発行されているということと、採択地区が変更されていない、という二つということですね。

(安保指導室長)

ご指摘のとおりでございます。こういった確認をあえてさせていただいているのは、教科書会社自体がつぶれてしまって、教科書として使用できると認めていない場合は新たに設定しなおす必要がございます。もう一点ご指摘がありましたように、採択地区、名古屋は今一つでやっておりますが、これを小分けにしたり、ほかの地区とまとめるなど、違う形にする場合は、再度新たに採択する必要がある、ということでございます。そういった特例に今回はあたらぬ、ということに継続して使用する、ということでございます。

(坂井委員長)

一年間使ってみて具合が悪いというときは、かえることもありうるわけですか。

(安保指導室長)

一度決めますと四年間は、そういった理由ではなかなかかえられないということになります。小学校の方は今使い出したところでございますけれど、そこで支障が起きないようにということで教育課程等も準備をしてお示しをして活動しているところでございます。今のところ、非常に困るというふうに聴いていることはございません。

(坂井委員長)

四年間というのは義務なんですか。四年間使わなければいけないんですか。

(安保指導室長)

四年間は、今言った二つの例以外で換えることは基本的にないということです。

(坂井委員長)

ということは変えようがないということですね。

(伊藤教育長)

特例がない限り、そのまま使うということですね。

(坂井委員長)

ということのようですが。ご質問はございますか。

(古川委員)

意見ですが、私たちが去年、確かに小学校の教科書を決めました。四年後に、また新たに同じような選定をする作業があると思います。ぜひ、私はこの四年間に現場で指導していただいている先生方の「ここをこうした方がいいんじゃないか」というような意見を、毎年吸い上げ、データベース化などして、四年後に私たちが選ぶときに、選定協の人たちも含めて、皆がそれを一つの意見として聞くという形にしたり、もしくは、その時期では遅いかもかもしれませんが、各出版会社に名古屋の現場で教えている先生からは、こういうような意見がありました、というように参考に意見を提供するというのをするといいのではないかと思います。

(坂井委員長)

どうでしょうか。

(古川委員)

していいのかどうか、ちょっとわかりませんが。

(坂井委員長)

先の話かもしれませんが。

(安保指導室長)

いい教科書を作っていただいて、そのなかから選べるという状況をつくることは極めて大事なことだと思います。作ってしまったから教科書会社はそれでおしまいということではなくて、実際に活用していくなかで、使い勝手が悪かったりあるいは疑問に思ったりという場合には、その教科書会社に学校の先生は問い合わせをします。そうした場合に教科書会社の方が受け答えをするということが日常的に学校のなかでは起きることです。そうした際に、もうちょっと使い勝手のいいように、というような注文を出されることは個々の先生方にはある話でございます。また研究会等がありまして、全国大会がありますと、各社、名古屋でいいますと一社しか使っていませんけども、いろんな教科書会社が国語なら国語の研究会には出てきて、情報交換をすることもありますので、そういった折に他の教科書の良さを知ったりとかあるいは要望を出したりとかいうことは、研究会サイドでも各出版社の方にもものを書いていくというようなことがあるかと思っております。どちらにいたしましても、先生方が使っていくなかで出てくる部分が多々ありますので、作り手と使い手との違いが出てくるわけですが、今言ったようなことを教育委員会の方から伝えるとなりますと、どの教科書会社にとこのようなことも出てくるとか難しい点もあるかもしれませんが、日常的に先生方が使われて使い勝手が悪い部分については連絡を入れていくということにより良いものにしていこうということになるのではないかと考えております。また、実際に今使っているものの不便な点等は我々の方も吸い上げて指導の仕方のなかで工夫をちゃんと指示していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(古川委員)

問題は、それが反映できなければ何も意味がないわけですから、やっぱり私はきっちりデータにして反映できるようなかたちにしていかないと、結局変わらないわけですから、そのへんはきっちりぜひ変われるようなシステムを作っていくことが大事だと思います。

(永井委員)

今おっしゃったことについて追加の意見なんですけど、もし情報が入ってきているならば、教科書選定にあたってどこかのところで、それを情報として使い、選定していくときの一つの資料としていくこともいいんじゃないかと思うんですけど。私たち、実際に使った先生の意見をいただいていますけれども、やっぱり具体的に使ってみてどうだったという感じが、私たちが一所懸命教科書を見てもどこに視点を置いていいかわからないときに、一つの示唆になると思うので、もし可能であればそういう方向性もいいかなと思います。

(安保指導室長)

貴重なご意見ありがとうございます。次回の選定に向けてということで、決めた実際の教科書の使い勝手を含めていろいろな声を集めてストックしておいて、次回選定いただく際の資料にまとめていきたいと思っております。

(坂井委員長)

小学校用の教科用図書については、さきほどのお話にもありましたけれども、教科書の

供給には問題がないということがありますので、かつ区域にも変わりがないということで、4月4日の教育委員会で決めた採択の基本方針の通り、23年度に使用している発行者のものを引き続き採択するということにいたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

異議なしと認めまして、そのように取り扱うことにいたします。

では続きまして、中学校用教科用図書の採択の事務局の説明をお願いいたします。

(安保指導室長)

それでは、中学校用の教科書につきまして説明させていただきます。

昨年度の小学校に引き続き、平成24年度は、新学習指導要領完全実施に伴う中学校用の教科書の採択替えの年であります。

中学校用教科用図書の発行者の一覧を資料6にまとめました。種目ごとに○の付いている発行者が検定に合格しています。すべての見本本が5月18日までに届き、教育委員のみなさんにも教育委員会室にてご覧いただいているところでございます。

教科書採択の仕組みについてまとめた資料7をご覧ください。これまでの流れについて具体的に説明させていただきます。

①の矢印をごらんください。教育委員会は今年の4月4日、「中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを選択する。」という採択基本方針を決め、中学校の教科用図書について、調査・研究・協議の上、答申として意見をとりまとめるよう諮問を出しました。

右の□になります。それに従い、小・中・特別支援学校における教科用図書選定協議会を設置し、第1回では選定の進め方と調査研究の方法、選定答申の観点項目を決め、5月13日の教育委員会にて、それらをお認めをいただきました。

これを受けまして、5月27日に、「教科用図書調査専門委員会」を設置しました。左上の□です。調査専門委員には、各教科の研究に携わり、これまで名古屋市の教育課程編成にも携わった経験のある校長と教務主任など総勢55名が委嘱されています。

調査専門委員は教科の専門的な立場から15種目・66種・131点すべての教科書の調査研究を6月21日までの間、ほぼ1か月の中で行いました。

この報告書は15の観点について、検定を通ったすべての教科書である66種が、それぞれ1枚にまとめられております。「調査専門委員会報告書」は供覧資料として室内に置かせていただきました。

左側真ん中の□をご覧ください。全中学校ごとに、学校長を長として「教科用図書調査研究協議会」を設置させ、5月18日から中学校用全15種目の教科書の調査研究を行いました。見本本は市内13の学校などを会場として展示しました。20の観点について調査研究した結果を6月17日までに、「平成24年度使用教科用図書調査研究報告書」として提出させました。この報告書は供覧資料として室内に置かせていただきました。

また、お手元の資料 8「各学校における教科用図書調査研究報告書の観点別の傾向について」は、学校の調査研究報告書を集計したものです。学校では観点において、特徴や長所があるものに○印を付け、特筆すべき特徴や長所があると感じたものには◎印が付けてあります。○や◎を付けた学校数の合計が数字として示されており、観点別の傾向をみることができます。これは選定協議会での資料としたものと同じものです。

資料 7 左側下の□をご覧ください。鶴舞中央図書館、西図書館、名古屋市教育センターにて、6 月 11 日から 7 月 5 日まで「教科書展示会」を開催したところ、634 人の入場があり、「市民の声」を 397 枚お寄せいただきました。コピーをとりましたので、資料 9 として委員お一人 1 セット用意させていただきました。この「市民の声」は選定協議会にも資料として示しております。

右側の□教科用図書選定協議会に戻ります。今説明申し上げました、調査専門委員会や各学校からの調査研究報告書、市民の意見などを資料として、7 月 1 日と 8 日、15 日の 3 回にわたって「小・中・特別支援学校教科用図書選定協議会」を開催いたしました。

委員の皆さんは協議会当日、各種目の調査専門委員の代表から教科ごとに意見聴取を行い、見本本の調査研究、それぞれの見識やお立場などから熱心にご協議をいただきました。

その際、調査専門委員会の報告と各学校における調査研究報告書を重要な資料とし、「市民の声」などの資料を参考に、比較・検討、協議を行い、種目ごとに意見等を集約する形で「選定資料」に取りまとめ、答申として作成がされました。答申は選定協議会の会長から 7 月 19 日に教育委員長さんに手渡されました。資料 7 の矢印の②になります。その写しをお手元に置かせていただきました。資料 4 でございます。

答申の観点項目・着眼点につきましては資料 10 をご覧ください。観点③発達段階への適応の着眼点「発達段階に応じた主体的な学習を進める記述」、④興味関心に対する配慮の着眼点「学ぶ意欲の向上に対する配慮」、⑤補充・発展的な学習の扱いの着眼点「個々の理解の程度に応じてきめ細やかな指導ができるようになっているか」は、本日の冒頭で説明させていただきました文科省の通知「教科書の改善について」を受けて昨年度より変更または、追加されたものです。

資料 4 にもどります。答申は選定協議会での議論を経て、観点ごとに特筆すべき特徴や長所のある発行者を記したものです。

答申として意見を取りまとめる際の協議資料である「選定資料」も種目ごと 1 枚にまとめて資料 5 としてお示ししております。文のはじめに◎のついている発行者名が答申には記載がされております。

このほか、室内には、「教科書目録」「平成 24 年度以降使用する中学校教科書の編集趣意書」、「名古屋市立小中学校指導方針」、「名古屋市中学校移行措置教育課程」、愛知県が各採択地区に助言を与えるために、選定審議会を開催して作成した「選定資料」を置かせていただきました。

委員の皆様には、事前にご覧いただいておりますが、審議の参考にしていただきたいと思います。

なお、資料 11「教科書採択に関する要望書等一覧」も机上に置かせていただきました。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。ただ今説明をしていただきました。これから中学校の教科書について選定作業をしていくわけですが、最初に基本的なことを私のほうから質問させていただきますので、そのあともう何かあればほかの委員の皆さんの中からもお聞きになってください。

まず、教育基本法というものが改定されまして、多分中学校では今回初の選定作業になるんじゃないかと思えますけども、この教育基本法を踏まえた部分ですね、あるいは作業にはどんなことがあったのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

(安保指導室長)

まず、教育基本法改正後に今回教科書が変わる初めての採択になるという点についてですが、ご指摘の通りでございます。平成 18 年のところで教育基本法は改正をされました。その後 19 年に教育基本法の一部改正がされまして、平成 20 年の 3 月でございましたが、小中学校の学習指導要領の告示がされました。この学習指導要領の告示があり、その後、小学校、中学校それぞれ教科書を新たに作りますという動きがありまして、小学校につきましては 22 年、そして今回の中学校につきましては 23 年の 3 月のところで中学校用教科用図書の検定結果が発表され、その採択をこれから行うという流れになりますので、中学校は基本法改正後、その事柄を受けて作られた教科書の初めての採択ということになるわけでございます。

それから選定作業の中で基本法を踏まえた形での作業としてどういったことをということとございました。これにつきましては、教科書を作る過程におきましてこの教育基本法を踏まえた形で作られて、検定のほうがされてきているわけでございますけども、そういったことを踏まえまして、我々として選定をしていく中での作業として行ったことを伝えさせていただきますが、実は選定協議会の中で、特に教科としては歴史の教科書の協議を行った際でございますが、これについては直接教育基本法の目標で採り上げられております、わが国と郷土を愛する態度を養うということについて、この選定協議会の中でも質疑応答あるいは協議という形でご意見がありました。

特に、教育基本法では、伝統や文化を尊重し、わが国と郷土を愛するとともに国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目標として掲げているということとありますとか、あるいはこれを受けました新学習指導要領では、身近な地域の歴史を調べる活動などにおいて受け継がれてきました伝統や文化への関心を高めるとともに、広い視野に立ってわが国の郷土や歴史に対する理解を深めさせた上で愛情を育てるとということ、育んでいくというふうに行っているところでございます。こういったことの確認をした上で、今回検定を通過した 7 者の歴史に関する教科書でございますが、それぞれ伝統文化や身近な地域の学習などで教育基本法の趣旨を踏まえた編集がされているということで確認がされてきております。特にこの教育基本法の改正を踏まえた検定制度というものについて、選定協議会委員にそういった状況を知っていただくということも大切なことということをとらえまして、事前に文科省の教科用図書の検定調査審議会、こちらの方が出しております「教科書の改善について 教科書の質、量、両面での充実と教科書検定手続きの透明化の報告」というのがございますが、こちらの方を配布させていただいて、選定委員の皆さんには周知をしていただいたということとでございます。この報告の中には教育基本法に示されまし

た教育の目標やあるいはそれを踏まえて教科書検定を行うことが大事だということが明記されておるといところでございます。そういった形でこの基本法の改正を踏まえて作業を進めてまいったということでございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。教育基本法が変わりましたので、ここのところをちょっと押さえておきたいという質問ですが、同じような質問で、若干今、すでに言及されましたけれども、新しい学習指導要領ですね。これに基づいて教科書が作られていると思います。新しい学習指導要領を踏まえてどういうところを我々は見たらいいのかということですね。教科書自体が非常に分厚くなりました。平均すると大体 1.3 倍ぐらいの大きさになったということがありますし、発展的学習をやりましょうとか、先ほどの教科書観のところでもありましたけれども、教科書をすべて教えるのではなくて、教科書でと言いますか、ちょっと変わったと思うのですが、その辺りをどのようにお考えになっているかをお聞かせいただきたいと思います。

(安保指導室長)

これから作業を行っていく上で大変重要なポイントをご指摘いただいたというふうに思っています。特に選定作業を進めていく中でも注意してきたところでございますが、新学習指導要領をどのように踏まえていこうかということでございますが、特に選定作業を進める上で 8 つの観点でものを見てまいってきております。その 8 つの観点のうちでお話しをさせていただきますと、これをベースにして話を進めてまいっておるわけですが、資料の 10 番。ここを開いていただければというふうに思います。

特に先ほども言いましたように基本法が改定されて学校教育法が変わり、そして新学習指導要領も変わるという流れがずっと続いてまいりまして、その新学習指導要領の変わった点を見ていくわけでございますが、この 8 つの観点でそれが網羅されていなければ、新たに観点を作ることがございましたが、確認をさせていただきたいのですけれども、まず観点①「編集趣旨の適切性」でございます。これにつきましては名古屋市の指導方針の趣旨と合致しているかというふうに着眼点のところに書いてございます。名古屋市の指導方針はそのまま新学習指導要領を踏まえて作成しているものですので、こういったところがきちんと踏まえられているかどうかという点では、まずは新学習指導要領を踏まえているかどうかということに関わって参ります。

それから観点②「教材の適切性」というところでございますが、先ほどもご指摘があったように教科書が分厚くなったということもでございます。基礎・基本の習得あるいは知識・技能の活用というところでございますけれども、ここでも新学習指導要領で重視されております、「生きる力」につなげていくための大変重要なところということになります。

それから観点③「発達段階への適応」でございます。特に発達段階に応じた主体的な学習を進める記述というようなことです。次に観点④「興味・関心に対する配慮」。学ぶ意欲の向上に対する配慮というところでございます。

それから観点⑤「補充・発展的な学習の扱い」。つまり個々の理解の程度に応じてきめ細かな授業ができるようになっているかと。この 3、4、5 は特に、本日の冒頭でも説明させ

ていただきましたけども、文科省の通知、「教科書の改善について」、こういったものを受け継いでいることというふうにとらえております。

従いまして作業を進めていく上で今のように新学習指導要領を踏まえているかといったときの関係してくる観点というのが1、2、3、4、5というところになってくるのではないかと考えております。

同時にこういった作業につきましては当然のことでございますが、調査専門委員についても調査研究をしていく上で視点として与えてございます。それから選定協議会におきましてもこの内容については選定委員の方々にご理解いただくように、資料として配布させていただいているところでございます。以上でございます。

(坂井委員長)

新しい教科書観に関するところは3、4、5ですが、新学習指導要領に関しては1から5ぐらいまでは全部関わってきますよ、ということですね。

我々、たくさんの選定に関する資料を事前にいただいていると思いますが、特にその中で大きなものは教科用図書調査研究報告書というのがございます。それからもう一つは教科用図書調査専門委員会の報告書。教科用図書の調査研究報告書というのは各学校で作りになったものですね。教科の専門の先生方が集まって作ったのが教科用図書調査専門委員会報告書だと思うのですけども。この資料、それぞれ専門家の方が見られた報告書なんですけども、実際の選定協が我々に答申をしていただいたものを作るにあたって、この2つの報告書の間に関心の違いみたいなものは有りや無しや、我々は同じように見たらいいのか、ちょっとこっちが大事だよというふうに見たらいいのか、その辺はどうですか。

(安保指導室長)

今、主な選定協の中で主な資料の中に各学校から出している調査研究報告書、それと専門委員が調査をして報告をした調査専門委員の報告書。この2つの主なものというのがあるのだけど、軽重のありやなしやということを探ねられました。どちらも観点が多少違いがございます。実際に子どもを目の前にしている学校の先生方の見方。その見方で見てもらいたい観点ということで項目がある。それと教科を調査専門的に研究をされてきた経験のある方がそういった教育課程等も造詣の深い方々が見るべき観点ということでまた違う観点で作ってある。それが先ほどちょっと顔が違うというふうに言っていたところだと思います。

ただどちらも重要な資料というとらえ方をしておりまして、軽重という扱いはしておりません。今のような教科を専門的に研究してきている方々の見方としての調査専門委員の観点。それから現場で子どもを目の当たりにしている先生方の意見という使い方で見ただけならばたいへんありがたいと思います。どちらに重きを置くということでもなく、それを噛み合わせてバランスを考えていただければ大変ありがたいです。

(坂井委員長)

なかなか難しいですね。

それとですね、調査専門委員会の報告書もそうですし、選定協からの答申もそうですが、

それぞれの項目についてみんないいことが書いてあるんですね。プラス面が書いてあります。これは何か意図があるのでしょうか。マイナス面が書いてあると比較のしようがもうちょっとあったかなと思うのですが、その辺りは。

(安保指導室長)

これは大変難しいことをごさいます。見本本として届いている教科書というのは、文科省の検定を通っている教科書でございまして、一定の基準をクリアしている本と。そのクリアしているものについて比較をするのだから、委員長さんが言われるようにもっと優劣がはっきりするように、あるレベルを見たときにこの教科書はこのレベルに達してないという点があるならそれも表記したらどうなのかというご指摘ではなかったかと思いますが、これまで指示を出してきた事務局としましては、こういった報告書につきましては一定水準をクリアしているので、さらに特化して表記をしていただくべき、特筆すべきものについてのプラス面。ここに絞って調査をするように指示をしてきたものですから、その方々の見識の中で、これはちょっと良くないのではないか、検定は通っているけども、自分のレベルからすると良くないぞ、あるいは比較をしたときに劣るのではないか、という表現については出ておりません。

従いましてプラス面ばかりの記述が調査専門委員の報告書のほうには出て参るわけでごさいます。それをベースにした上で選定協議会の中でいろいろとご意見を伺う中で特筆すべきものはどれだということでの協議のほうをしていただいておりますので、その答申にまとめ上げられてくる過程でそういった論議がされているというふうにとらえておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

(坂井委員長)

答申の書類の中で、それぞれ今言った特筆すべき内容が書いてあるわけですが、その頭のところに二重丸がある項目がありますね。二重丸というのはどういう経過を経てどなたがおつけになったのかということですね。二重丸が多い本と、あまり多くない本がありますけど、この間の関係ですね。二重丸がたくさんあるほうが選定協としては上のレベルにあると判断されたのか。その辺はどうですか。

(安保指導室長)

二重丸につきましては、選定協議会において協議をしまして、確認をしてつけるというものでございまして。従いまして選定協議会自体はあくまでも先ほど言いました8つの観点ごとに特筆すべきものとして報告をするに値するかどうか。教育委員会にお伝えするのに特筆してるぞということで印をつけるべきかどうか、こういった点についての協議をしましてまいったわけでごさいます。最終、採択をしていきますこの教育委員会におきましては、その特筆評価の多い社が、結果として選定協では高く評価されているというふうに見ることもできるかと思っております。

しかしながら名古屋の子どもたちのための教科書といたしまして、どの観点がどのように評価をされているかという点についても、教育委員会の中でご検討いただきまして最終採択をいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(永井委員)

ということは、二重丸か丸かの違いでは多数決とかではなく、選定協が審議していただく中で、特にここは秀でているという意見がある程度多いという感覚が持てたときに二重丸にする、ということでしょうか。

(安保指導室長)

実は3回協議を行ってきまして、2回の中でその中身についてさまざまなご意見をいただいて、最後の回の際に、そういった意見をまとめて、二重丸がここであったように事務局が聞き取ったけども、よろしいでしょうかというような形で全員に確認をさせていただいて、協議の委員さんたちがそういったことを踏まえてOKということをお願いしております。その場で異議申し立てがあれば直していくという形の手続きを踏んでおりますので、委員さんの皆さんのご意見で最終、二重丸がまとめられたというような形でとらえております。

(坂井委員長)

あと一つだけ質問させていただきます。

これまでも教科書というのはずっとあるわけですし、いろんな会社の教科書がそれぞれの科目で採用されているわけですが、今使っている教科書が次の選定に何か影響を与えるということは有りや無しや。例えば実際にこれはいろんな資料を作っていた方は現場の先生が多いですね。今の現場の先生がお使いになっている教科書は当然なじみがある、使いやすいと思っているかどうかはともかく。そういったようなことが何らかの形で影響するようなことはあるのでしょうか。

(安保指導室長)

ご指摘のように先ほども申し上げましたが、使い勝手と言いますか、現在実際に採択をして使っている発行者の、今回新たに出てきたものをどう見るかということですが、やっぱり今まで使っているものというのは教員が当然慣れ親しんできておりますので、そうした指導法に合った教科書というのは好感触を持つということは否定はできないというふうに思っております。

しかしながら今回内容等も大きく変わってきて、文科省が示しております教科書観、これ自体も大きく変わっているということで、内容や記載方法等、従前のスタイルもこの発行者も必ずしも受け継いでいるというふうには言えない状況もございます。雰囲気というものももしも残っておれば、そこはやっぱり好印象を持つことは否めないと思いますけども、中身的には随分変わってきておりますので、そういうのはまたゼロベースで考えて今回は取り組んでいるということで事務局ではとらえておりますのでよろしく申し上げます。

(坂井委員長)

微妙な答えですね。

(安保指導室長)

はい。

(坂井委員長)

関係があるようなないような。難しい質問だったものですからお答えになりにくかったかもしれませんが。とりあえず冒頭で概略的な質問を私のほうからさせていただきましたけども。

ほかに、とりあえず頭のところでこういうことだけは聞いておきたいということがございましたらどうぞ。

(伊藤教育長)

確認ですが、調査専門委員会や選定協議会で長所あるいは特筆すべきものをこういうふうに記述をするというのはどこかで決まっていることですか。

(安保指導室長)

どこかで必ずこう決まっているということではございませんが、調査研究をしていただく際にこちらの方で説明をする中でどれもが検定を通っているという事柄については触れさせていただいた上で、より秀でている長所、というものをぜひ研究してください、それを表記してください、というお願いをこちらの方でしておりますのでそういった形になっているということでございます。

(伊藤教育長)

名古屋市の委員会の進め方として、選定協の進め方としてこういうふうにこれまでやってきたと。こういうことでいいですか。

その際に、マイナス点、二重丸、丸、三角とかそういうふうに言わないまでも、記述に問題があるとかそういった議論はなかったですか。そういうのを書くということは考えられないですか。

(安保指導室長)

今のご指摘につきましては、調査専門委員がそのようにプラス面のものを出しますが、実際にそれを説明して選定協議会の委員の方々が実際の見本を見る中で、今の報告を聞いた上でさらにそれぞれの見識でご意見を加えます。そのご意見の中には教科書についてそれぞれの立場で思ったことを自由に話をさせていただいておりますので、その中では当然、自分はこれはいいと思うけども、この点はいかんと思うというようなことははっきり申し上げていただいておりますので、そういったことを加味した上で選定協でそういった意見があったことも全部含めまして答申のほうにまとめられています。選定協議会の選定資料の二重丸というのはそういった論議を経た上でなおかつ特筆すべきものとして委員会にお伝えしようという形で残ったものです。当初調査専門委員がある程度特筆すべき内容として二重丸をつけていても、選定協議会の委員さんの意見の中にマイナス面もありますよというようなご指摘をいただきますと、プラス面だけではなくてマイナス面もあったという指

摘があったということでその二重丸が消えてしまうという形で実はここには上がってきています。過去に論議の前には二重丸であったものが論議を経て二重丸でなくなっているという事柄も経過にはございますので、その点をご理解いただければと思います。

(伊藤教育長)

記述、問題、表現がどうだというのは選定協議会の段階では議論しながら、それには二重丸がついてないと。こういうことでいいんですね。

(安保指導室長)

はい。

(坂井委員長)

これから協議していくことというのは、マイナスがないというのはわかりにくいですね、率直に言うと。これを読む限りだと全部プラスということになりますので、なかなか奥の奥がわかりにくいところもありますので、我々も教科書を読みながらこれから議論を進めていきたい。よろしいですか。

(古川委員)

今までの委員長の質問と全く違って初歩的なことなんですが、私たちはこの指定都市という形で、県のほうから名古屋を一つにまとめるというようなご指導のもとにまとめているという解釈で、全部一括で教科書を決めているという解釈でいいんですか。

(安保指導室長)

実は教科書の採択のシステムというのが国から県に、県から採択地区になるわけですが、政令市につきましては採択地区を設けなければいけない地域となっています。設けるというのは1つでもいいし2つでもいいし、3つでもいいわけですが、1つは設けないといけない。名古屋についてはそれを1つにしようということでこれまでできております。そういった形で一応県からの流れではございますが、採択地区1つについては1つを決めなきゃいけないのでこの教育委員会によって各者を決めていただくという作業になっているということでございます。

(古川委員)

ちょっと初歩的な質問ですが、東京はどうですか。区ごとの単位になっているんですか。

(安保指導室長)

採択地区の決定自体も各県なり地域なりでできるものですから、東京の場合は区ごとで採択をしているというふうに聞いております。

(古川委員)

さっきの高校の教科書というのは各学校単位でいわゆる決定権というのが。今回大

きく学習指導要領や教育基本法が変わったことによって、文科省は将来的に高校のように中学単位で決めていくようなニュアンスがあるのか。というのは、今回観点が大きく変わったというのは発達段階の適応ということで今まで一律だったのを個々でいいですよということが新たに明文化されたわけですが、そういう動きというのはあるんですか。将来にわたってですけども。

(安保指導室長)

答えになるか、ちょっと外れるかもしれませんが、実は何年前に、この採択の10年前ぐらいですか、もうちょっと採択地区を見直そうという指摘はございました。今もございますけども。要は規模を大きくしていくのがいいのか、それとも小さく分けて小回りのきく、その地域のニーズに合ったものが採択できるシステムにしたほうがいいのか。ただそれを決めるのはその地区ごとの事情もあるので、一度検討をなさいという指示は出されていきました。

例えば例でいきますと、横浜等の一つではなく、いくつかに分けて教科書を選定するというのが前回行われた形です。しかし、今回に向けていくつか細分化した地域をまた1つにまとめてやろうという動きも出ています。ですからその地域でどういった形でやっていくかということについてはそれぞれ事情があるものですから、細分化しなければいけない場合もあるでしょうし。名古屋についてはそういった論議をしたときに市内で移動する子どもたちも多いものですから、市内の中で教科書は違っておればその都度教科書を変えないといけないし、名古屋市自体が教育課程のいわゆる白表紙と言いますが、教育課程、教科書にぴったり合った形の指導課程を示しておりますので、それが教科書ごとに変わりますと、いくつも作らないといけなくなって、それはちょっとできなくなってしまうという論議もあって今のシステムがそのまま続いているという状況です。

他地域は一時期細分化してまた戻りつつあるという中で、名古屋はこのままずっと保っている。そんな経緯がございます。

(坂井委員長)

ここで冒頭の質問は終わりました、今回は昨年に比べて教科用図書の発行者数が11から15に増えたということもありますので、協議時間を確保するために、去年は会議が2回だったんですけども、今回は今日と8月3日と8月5日と3回、去年より1回増やして3回に分けて審議をしていきたいと思っておりますけども、よろしゅうございますか。では、異議なしと認めましてそのようにしたいと思います。

それで15あるのですが、15それぞれ順番にこれから協議していただきますが、審議の順番について事務局側のほうで案等ございますか。

(安保指導室長)

今ご指摘の通り大変多くの種類を審議していただくこととなりますが、3回に分けるといってございまして、種目によりまして発行者の数に違いがございます。全体のバランスのほうを考えさせていただいて本日につきましては発行者の少ない種目を中心に行っていただければと思っております。地図、音楽一般、音楽器楽合奏、美術、保健体育、

それから書写。6種目の19種。ちょっと6種目と多いわけですが、今机前にあります見本本が今日検討していただく予定をさせていただいたものでございます。この19種の教科書についての審議、採択のほうを行っていただきまして、8月3日の定例会につきましては国語、数学、理科、技術、家庭の5種目23種について行います。残りの4種目24種につきましては8月5日の臨時会で行っていただきたいというふうに考えましたが、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(坂井委員長)

今日は地図と音楽と器楽と美術と保健体育と書写。8月3日が国語、数学、理科、技術、家庭。8月5日が残りの4種類ですね。地理、歴史、公民、英語。という事務局側の案ですけれども。では、このようにするというにいたしたいと思います。

ではまず24年度使用の中学校用教科用図書の、地図につきまして採択の作業に入ります。事務局の説明、お願いいたします。

(安保指導室長)

それでは社会科地図に関する選定協議会の協議の主な内容についてご説明をさせていただきます。

初めですので、資料について詳しく説明の方をさせていただきたいと思います。資料の6をご覧ください。地図におきましては、縦に見ていただきますとおわかりのように丸のついているのが2つ。2者が検定を通過しております。

資料4選定答申の中の中学校用教科用図書の6ページをお開きください。これが社会科の地図に関する答申でございます。さらに資料5の6ページをご覧ください。2者が並んでいる、8つの観点について文章に書いており、二重丸のついているところです。選定答申の各観点到記載されています発行者または選定資料の二重丸のついた発行者のうち主なものについて説明をさせていただきます。まず観点②。2つ目のところにあります「教材の適切性」についてでございます。ご覧のように〈帝国〉に特筆すべき特徴があるというふうに答申をいただきました。実際に見本本を開いていただきながら見ていただきたいと思います。

〈帝国〉の教科書71ページをご覧ください。そこから76ページまでを順に見ていただきますと、選定協の委員さんより日本の国土の全体像と領土の境などが大判の折込、ちょうど折り込んであって広げることができるわけですが、これを利用して生徒にわかりやすく表現されているという意見がございました。協議をしましてその結果、〈帝国〉について、観点②については特筆すべき特徴があるというふうにされたところでございます。

次に観点④「興味、関心に対する配慮」についてでございます。同じく〈帝国〉についてでございますが、この13ページ、14ページをご覧ください。これは世界の自然環境の変化が大判写真で紹介をされているということでございます。世界各地で起きています環境問題の理解に効果があるのではないかと。それから15ページ、16ページ、その次のページですが見開きで開いていただきたいと思います。この15ページ、16ページでございますが、世界の特色ある住居あるいは食事の様子などが写真で紹介されているところでございます。生活や文化これらと地理的な位置関係、こういったことなどが学習する際の興

味、関心を高めるということで、そういった工夫がされているということでの意見がございました。協議をした結果、＜帝国＞について観点④について特筆すべき特徴があるというふうにされたところでございます。

観点⑦「表記、造本」についてでございますが、これについてはもう1者のほうも含めましてそれぞれ特筆すべき特徴があるという答申をいただきました。＜東京書籍＞の本の70ページをご覧ください。これを見ますと、土地の高さ、こういったものが等高線によりまして色分けをされているということや、海の深度にも数字を入れたりして細かく読み取れるようにしてあるということでのご意見がございました。

またちょっと戻ります。＜帝国＞の教科書の80ページをご覧ください。誌面の大きさを利用して大変大きく表示をしているということで、それとともに立体的に見えるように工夫がされているというところでございます。

79ページの上の方、日本地図が小さく窓の中に入っています。どこの地図が今ここにあるんだよと、全体の地図の中のどの部分が今拡大されてここに写し出されているんだということがわかる。確かに地図というのは開くとそのページはわかりますけど、全体の中のどこの位置なのかというのは頭になかなかない場合がございます。そういった見方ができるということで工夫がされているということでございます。

また表紙に、＜帝国＞ですが、厚めの紙を表紙に使っているということで、丈夫であるという意見もございました。こういった協議がありまして、＜東書＞にしても＜帝国＞にしてもそれぞれ中身に違いはありますが、観点⑦というところにつきましてはどちらも特筆すべき特徴があるということで報告がされました。以上、地図についての説明ということになります。よろしくご検討をください。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。ご質問とかご意見等はございますでしょうか。

(伊藤教育長)

まず、大きさとページ数に若干差がありますよね。＜帝国書院＞は大きくてページも10数ページ多いのかな。これは何か制限とかこの範囲内にするんだとか決まりはありますか。

(橋本指導主事)

教科書につきましては値段が大体同じになるようにということでございますが、その範囲内ということで、特に大きさやページ数云々には制限はないかと思えます。ただ、どこまでも大きくしていくと扱いにくさということもありますので、かばんに入れたり机の中で保管をということを考えますと、今、比べていただきますと＜東京書籍＞のほうはいわゆるB5版のつくりになっておりますが、＜帝国書院＞のほうはAB版というつくりになっています。横幅だけちょっと広いという形で、それが例えば生徒が使っている机の中で言いますと半々ぐらいでしたらこれは机の中に入るかなという大きさになっております。また、かばんの中にもこれなら、他の教科書との差はありますが、入る大きさだと聞いております。

(伊藤教育長)

今使っている教科書は大きさはどうですか。

(橋本指導主事)

変わっております。

(伊藤教育長)

<帝国書院>のものは少し大きめですか。

(橋本指導主事)

はい。

(永井委員)

<東京書籍>は観点⑦が二重丸で反射しにくい紙と植物インキというのは、何となく自然なとかちょっと地味な色合いと反射しにくいものを使って目に優しいと、長時間見ても目が疲れないということを狙っているということによろしいでしょうか。

(橋本指導主事)

そうですね、長時間見てということとはともかく、反射しにくいという印刷方法を使っているものですから、教室のどの場所でも比較的に見やすいというところを会社として強調しているのではないかなというふうに思います。

(伊藤教育長)

丸がついているのと二重丸と、ちょっと差があるというところの説明をもう一回お願いしたいのですが。観点②「教材の適切性」で、領土の区分が長い資料としてあるんだという説明がありましたが<東京書籍>には全くないんですか。

(橋本指導主事)

それぞれ同じところを見ていただきたいと思いますが、<帝国書院>は先ほどの71ページからになります。それから全体図が載っているところで言いますと、<東京書籍>は49ページから51ページをご覧ください。特に<東京書籍>の51ページのほうには日本の全体図と、それから領土の境界。例えば真ん中下のところには尖閣諸島が出ております。ただそれぞれの部分図を見ていきますと、すべてきちんと書かれております。尖閣諸島ですと<東京書籍>59ページにも出てまいります。<帝国書院>では、日本の領土というのを、あるいは日本全体を生徒がとらえるときにこの折込を使って全体を表示して、竹島の部分あるいはこれを折り曲げてこうやって見ますと、尖閣諸島も見えるようになっているわけですがこのところが非常にわかりやすいというふうに選定協議会では協議がされました。

(伊藤教育長)

観点③も丸と二重丸に分かれています、今のが③でしたっけ。

(橋本指導主事)

いえ、観点②です。③は同じところはちょっと難しいのですが、＜東京書籍＞は 5 ページ、＜帝国書院＞のほうも 5、6 ページというところになるかと思います。両方とも説明があります。＜帝国書院＞のほうは 6 ページに例えば地名を探したいとき、自然を調べたいとき、歴史・文化を調べたいとき、産業を調べたいときというように場合分けがしてあって、目的に応じて生徒がこういうときに使うときにどうしたらいいかなというところを立ち返って調べようというときにはこれは非常に便利だということで、選定協議会では意見があり協議がされました。

(伊藤教育長)

それからその下の環境問題ですね。世界の環境問題は。観点④もこれも同じようなものがあつたね。

(橋本指導主事)

＜東京書籍＞で言いますと、環境のところは 7 ページからだと思います。＜東京書籍＞の場合は地図の上に 1 番から 7 番まで番号がふってあって、それぞれの地域の写真が、今の環境を示すものが示されております。＜帝国書院＞のほうは環境問題として例えば 1989 年 11 月の氷河と 2008 年 10 月の氷河の様子というような形で地図上の環境が今大きく変わってきているんだというようなところに着目したページがある。それから世界の生活文化というようなところが 15 ページから 18 ページ辺りまで特徴的にまとめられている。そうしたところが興味・関心を引く内容だというふうに選定協議会では協議をされました。

(伊藤教育長)

＜帝国書院＞は 15 から 18 ページのような、こういう生活文化という切り口で書いているということじゃないということですね。

(橋本指導主事)

こういうふうに特集としてまとめてあるということでした。

(伊藤教育長)

それから観点⑧の特筆すべき内容で、これが同じような記述になっているが、その差を。

(橋本指導主事)

＜東京書籍＞は 82 ページ、それから＜帝国書院＞は 102 ページになります。内容としては非常に似ているわけですが、選定協で意見がありましたのは 102 ページの一番上の図。＜東京書籍＞の 82 ページの真ん中の大きな図と見比べていただいたときに、＜帝国書院＞は地域の産業を考えると、高速道路に沿って中京工業地帯や東海工業地域が発展している様子をこの大判の地図を利用して非常にわかりやすいというご意見をいただきました。子どもたちが地域の産業を理解するのに有効だということです。それから環境として、＜

帝国書院>は右の下のところ藤前干潟のことを採り上げている。こうしたところが特徴で、先ほどの上のような幅広の比較的大きな地域をカバーするもので全体との関わりを考えていくような点では、この<帝国書院>が優れているという協議がありました。

(坂井委員長)

ページ数が違いますよね。索引を見ても<帝国書院>のほうが若干詳しいかなという気もするんですけど。このページ数の多さというのは優劣に無関係ですか。

(橋本指導主事)

ページ数については、特に調査専門委員会の報告にも選定協の協議の話題に上りませんでした。むしろ<東京書籍>のほうは2部構成にしてあって、前の方の地図部分と後半の資料編と言いますか、詳しく調べていくときにそちらの資料のほうと比べようというようなところに特色がある、<帝国書院>の方はさまざまな地図が全体と個々の関わりが非常にわかりやすいというようなところでの協議はありましたが、今ご指摘のようなページ数については特に協議はありませんでした。

(三林委員)

他の教科書と違って地図帳というのは、多分いろんな教科で使うと思います。特に3年間使うということで、わが子のことを言っただけですが、非常にぼろぼろになったような記憶がありまして。地図帳については堅牢性というのも重要なのかなと思いますが。どの教科でどの程度、皆さん使われるんですか。社会科以外に。

(橋本指導主事)

今、社会科以外ということでしたけど、例えば中学校の総合的な学習の時間では探求的な学習ということで、さまざまな教科の内容ということになります。そういうときには使ったりしますし、例えば国語で、報告・レポートなどで、それはどこだろうということ調べてたりということがあるとは思います。頻度で言うとやはり社会の授業の中で使うということが特に多いかなと思います。

(坂井委員長)

これは優劣の話ではないですけども、例えば竹島が島根県ですよとか尖閣諸島は石垣市ですよとか、そういったことは地図の上に書きなさいよという指導はあるのですか。

(橋本指導主事)

地図の上に表現しろということですか。

(坂井委員長)

尖閣諸島というのは再三言われているように領土問題は存在しないというふうに言われていますよね。石垣市からずっと遠いんだけど、石垣市と書いてあるわけですね、尖閣諸島の横にね。あるいは竹島は島根県。日本側からすると島根県。そういうことを地図帳に

書きなさいよという指導は文科省のほうからあるんですか。

(橋本指導主事)

文科省からそうした指導はないかと思います。学習指導要領の中に領土についてということがありまして、特にご指摘の通り国の見解が竹島については領土問題がある、尖閣諸島については領土問題はないということになっておりますが、領土についてきちんと学習をするという学習指導要領の考え方がございますので、それを受けてそれぞれの教科書会社が判断して書いているものと思います。

(坂井委員長)

今現在は<帝国書院>を使っているんですね。各学校の先生方の点数では帝国書院がとりあえず多くなっています。

他によろしいですか。それでは地図の教科書についてはいろいろご意見がありましたけれども、そういったご意見や選定の答申を踏まえて<帝国書院>ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

それでは異議なしと認めまして、そのように取り計らいます。

次は音楽。

(安保指導室長)

お願いします。音楽一般に関します選定協議会での主な内容についての説明をさせていただきます。

音楽（一般）に関する選定協議会での協議の主な内容を説明いたします。音楽（一般）では、資料にありますように2者が検定を通っています。

観点②「教材の適切性」については<教芸>に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<教芸>の1年生の目次の右下をご覧ください。ここでは、どの題材でどの共通事項が支えとなっているかが、分かりやすく示されています。その点から、今回の音楽科の学習指導要領改訂の柱の一つである共通事項を窓口として、音楽を構成する要素や仕組みを意識して聴き取り、それらの働きによって生み出される音楽の特質や雰囲気を感じ取りながら、題材の目標に迫っていく学習が容易であるとの意見があり、協議の結果<教芸>は観点②について特筆すべき特徴があるとされました。

観点⑤「補充・発展的な学習の扱い」については、<教芸>に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<教芸>の1年の教科書は、52ページ以降に、生徒の実態に応じて補充的・発展的な学習として扱うことができるように関連教材群が編集されています。すべての関連教材に、

1年の54ページの右上にあるように、学習のポイントが示されています。これにより生徒は、この教材で何を学ぶかを確実に理解するとともに、主教材での学習との関連を明確にしながら、主体的に学習に取り組むことができるとの意見があり、協議の結果＜教芸＞は観点⑤について特筆すべき特徴があるとされました。

以上で、音楽一般についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(坂井委員長)

説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(三林委員)

今、共通事項のお話が出たのですが、＜教芸＞のほうに観点①と②に共通事項という言葉が書いてありまして。＜教出＞のほうには一切共通事項という言葉がないのですが、共通事項というのは新しい学習指導要領改定の柱の1つというふうにおっしゃったのですが、それが＜教育出版＞のほうには何らかの形で取り入れられていないのか、どういう理解をすればいいのですか。

(大橋指導主事)

＜教出＞のほうですけれども、お手元の資料の観点③の発達段階への適応のところに共通事項に関する記述がございます。

(三林委員)

続いていいですか。共通事項が明示されているために、実態に応じた柔軟な教育課程の編成が可能であるというのは、観点①の＜教芸＞のところのコメントなんですけど、この「実態に応じた」というのはどういう意味ですか。

(大橋指導主事)

子どもたちの学習の進度、あるいは例えば同じ曲を学習するにしても、早く音が取れる子もいれば、何度も何度も繰り返さないと取れない子もいるわけです。そういうそれぞれの学校の実態がございますので、それに応じて1年間の教育課程を組み替えられやすい。共通事項は7種類以上あるんですけども、どの共通事項もまんべんなく年間を通じて子どもたちが学ぶことができるようにやっていくのが教育課程の編成ということになりますから、それをしやすいのが教育芸術社の方だというご意見があったということがございます。

(三林委員)

共通事項があって、例えばさっきの目次のところですが、「フォーエバー」という曲と「主は冷たい土の中に」というのでは、例えばリズムと旋律については共通しているのですが、片方は音色ともう1つが形式、構成というのがあります。こういうふうにいるいろいろ分類分けされていることが、実態に即して先生が指導するにあたって役立つということですか。

(大橋指導主事)

おっしゃる通りでございます。例えばですね、形式というものについて学ぶ際には、耳からだけではなくて、曲の構成だとか曲の全体像といったものも勉強しなきゃいけないものですから、子どもたちの実態に応じて、いつやるか。例えば1年生の最初の段階でやるかあるいは2学期でやるか、3学期にやるか、やはり子どもたちの実態に応じて「主は冷たい土の中に」のところをいつやるかも決めないといけません。共通事項によっては子どもたちの理解が浅い段階でやると難しい場合もあります。ですので、そういう意味で共通事項がきちっと示されていたほうが、これは3学期にやったほうがいいな、これは2学期でいいなと。これは1学期の最初の4月にやれるなというようなことを教師が判断しやすい、学校が判断しやすいというふうになっています。

(三林委員)

今回の音楽科における改訂ポイントというところ、学習指導要領のところですけど、今回、音楽文化についての理解を深めるというところがあるかと思います。その点について言うと例えば「わが国や郷土の音韻と器楽に対する理解を深め、わが国の音楽文化に愛着を持つとともに、諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視していくこと」とあったのですが、その点において優れている教科書というのは。例えば歌唱の共通教材があったと思いますが、これは両方の教科書にあるのですか。

(大橋指導主事)

両方でございます。やらなければなりませんので。

(三林委員)

そうなんです。その点において違いというのはどうですか。

(大橋指導主事)

資料のほうにもございますけど、「わが国の音楽文化についての理解を深めるとともに、諸外国の音楽文化について…」ということにつきまして今ご質問があったと思いますが、資料の、その他特筆すべき内容の観点⑧の一番最後の行にもございますけど、＜教育芸術社＞のほう郷土芸能の豊富な資料も掲載されておまして、ややこちらのほうが特筆すべき点が多いのではないかという意見が選定協議会のほうで出されております。

(坂井委員長)

今おっしゃったところで、本市というのは名古屋市ですよね。名古屋市の教育課程から特色ある教育課程が編成できるという部分は。この資料の答申の観点⑧のその他特筆すべき内容の＜教芸＞の部分で、「教材に示された共通事項と本市教育課程から特色ある教育課程が編成できる」と書いてありますね。これはどういう意味ですか。

(大橋指導主事)

今の最初の目次のところで説明させていただいたこととちょっとだぶってしまうかもし

れませんが、本市の教育課程を作る際、1学期は例えば「音楽の仕組み」だとか、2学期は「楽しい合唱」だとか、そういう主題による題材学習をしやすいのが、こちらの教科書であるという、そういうご意見でございます。

(古川委員)

そこでもう少し教えてもらいたいのですが、郷土芸能の資料を掲載と書いてある部分は、例えばどこにそういうのがあるのですか。

(大橋指導主事)

例えば<教芸>の教科書の2、3の上、例えば46、47ページのところ。日本の郷土芸能ということで、長崎、沖縄、岩手、大阪の紹介がされていたと思います。

(永井委員)

もう1つだけいいですか。<教出>の郷土芸能は、大体どこにありますか。

(大橋指導主事)

<教出>の方が、ちょっとページ数が1ページになりますが、2、3の下という教科書の41ページに取り扱われております。

(坂井委員長)

元へ戻りますけども、共通事項というのは、今回からこういう言葉が出てきたんですか。

(大橋指導主事)

はい、そうでございます。

(坂井委員長)

共通事項とは何なんですか。どういうふうに理解しているんですか。

(大橋指導主事)

前の学習指導要領では表現要素、構成要素というような、ちょっとややこしい言い方をしていたのですが、今回の学習指導要領から表現や鑑賞に必要な支えとなる要素、仕組みを全部ひとまとめにしてわかりやすくしようという趣旨でまとめられまして、共通事項、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成というそれだけわかりやすい言葉でまとめられました。

(坂井教育長)

共通教材とは違うんですか。

(大橋指導主事)

共通教材と申しますのは、歌唱共通教材、いわゆる「花」であるとか「花の街」である

とか「荒城の月」であるとか、そういう昔からわが国で歌い継がれているものが共通教材でございますけども、今回の学習指導要領で共通教材が復活をいたしました。と申しますのは前回の学習指導要領では共通教材が消えてしまったんですが、今回の学習指導要領で復活したということでございます。

(坂井委員長)

これは共通事項とは全然関係ない話ですね。今おっしゃったのは「赤とんぼ」とか「荒城の月」とか「早春賦」とかそういったものが共通教材として、入ってきましたよということですね。

(大橋指導主事)

そうです。元通りになりました。

(坂井委員長)

それはこの2つの教科書についての優劣の問題ではなくて、文科省のあるいは学習指導要領とか教育基本法の本質にのっとってということですね。

二重丸の数はある程度選定協の方の意思であろうということでしょうし、学校現場の方の数字もそれはそれで重要な要素だというような指導室長の説明もございました。両方とも教育芸術社のほうが上回っておりますが、いかがいたしましょうか。

これからも出てくると思いますが、検定にちゃんと通っているし水準は保たれているわけですから、そんなにむちゃくちゃな優劣があるわけではなかろうと思いますが、現場の先生方も調査されたら。専門委員さんも選定協も＜教育芸術社＞のほうがよろしいというように言っていますので、特に問題がなければそういったものを踏まえまして音楽一般の教科書は＜教育芸術社＞にいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ではそのようにしたいということにいたします。  
それでは音楽の器楽合奏の方の説明をお願いします。

(安保指導室長)

では続けて音楽になりますが、今度は器楽合奏についてでございます。

音楽（器楽合奏）では、資料にありますように2者が検定を通過しています。

観点③発達段階への適応については＜教芸＞に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

＜教芸＞の27ページをご覧ください。楽器を演奏する生徒の目線に合わせた写真を掲載し、初めて楽器に触れる生徒にとって、大変分かりやすくなっております。続いて36ページをご覧ください。このように、それぞれの楽器の重要な部分は、要点を拡大したり目立

つ配色にしたりするなど様々な工夫が見られ、これに具体的な説明文が加わることで、たいへん理解しやすくなっており、生徒の発達段階に合わせ、生徒が主体的に取り組める内容となっているとの意見があり、協議の結果<教芸>は観点③について特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

観点⑤補充・発展的な学習の扱いについては<教出>と<教芸>に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<教出>の目次をご覧ください。使用する楽器や難易度が明示され、生徒が主体的に選曲できるように工夫されているとの意見がありました。

<教芸>の 29 ページをご覧ください。これまで創作活動は、音楽一般の中で取り扱われており、器楽合奏に掲載されることはありませんでした。この教科書では、日本音階に調弦された箏（そう）を用いて、身につけた技能をさらに発展させ、創作活動が行えるように工夫されています。同様に 54～55 ページでも、「テキーラ」というラテン音楽を教材として、リズム伴奏作りを行わせ、アンサンブル活動とともに、創作活動の楽しさを味わわせる工夫がされているとの意見があり、協議の結果どちらも観点⑤について特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

以上で、音楽・器楽合奏についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、ご意見とかご質問はございますでしょうか。

それぞれの学校に、琴というのはたくさんあるんですか。

(大橋指導主事)

たくさんある学校とそうでない学校がありますが、それぞれ数台は確保されています。

(坂井委員長)

かわりばんこでやるんですか。琴の弾き方とか出てますでしょ。

(大橋指導主事)

よろしいでしょうか。そういうふうに学習できる環境を整えている学校もございますけども、そうでない学校もございます。

(坂井委員長)

そうでしょうけど、これからこういった器楽の教科書で琴も教科書に出ているので、琴の台数をもっとそろえていくということになってくるんですか。

(大橋指導主事)

学習を深めていくためには、そのようにしていく必要があるかと考えております。

(坂井委員長)

もう1つ「教芸」のほうで観点⑧の特筆すべき内容でリコーダ、ギター、和楽器の順に掲載されており、これまでの本市教育課程の流れに合致しているというふうにあります。さっきもありましたが、これは具体的にはどんな意味ですか。

(大橋指導主事)

これまでの本市の教育課程と申しますのは、小学校の時代に深く学びましたソプラノリコーダーという楽器があるのですが、それをベースとして中学校においてアルトリコーダーを学習していきます。アルトリコーダーを学習したあと、ソプラノ、アルトで音色の広がりや学習して合奏の深みを学ぶ。それをベースにして今度はギターであるとか和楽器を学習していく。そのような本市の流れがございます。

(坂井委員長)

ちょっと教科書とは関係ないですが、音楽で器楽をやるという時間はどのぐらいありますか。例えば週何時間とか。

(大橋指導主事)

1年生45時間、2年生3年生35時間しかございませんが、その内、学校によっては2割、3割、4割を器楽合奏に当てている学校もあれば、それは学校独自の教育課程がございますので、幅が少しあろうかと思えますけども、7割、8割という学校はないかというふうに考えております。

(坂井委員長)

音楽の時間の中でということですか。

(大橋指導主事)

はい、そうです。

(坂井委員長)

10数時間、20時間弱ですか。

(大橋指導主事)

そうですね。時間数、延べにするとそれぐらいが多いのではないかというふうに考えております。

(坂井委員長)

遠い昔のことを言っただけですが、我々の中学校のころは琴を弾くなんてことは考えもしなかったですね、ずっと昔の話ですけど。こういう学習指導要領とか教育基本法の流れで和楽器が出てきたと思いますが、和楽器に関する内容が充実しているということ自体、教科書を選ぶのに何か影響があるということはありませんか。

(大橋指導主事)

和楽器そのものの記載に関して、両社すごく差異があるというようなご意見は選定協ではございませんでした。ただ先ほども説明がありましたが、写真・解説などがやはり<教芸>のほうが子どもにとって親切であったり、主体的な学びを促すものであるというご意見は選定協でいただきました。

(坂井委員長)

生徒目線で作ってあるかどうかですね。

ご意見、ご質問もなさそうであります。答申自体は<教育芸術社>のほうがいいとなっているわけです。現場の先生方の評価もこの資料の一部ではありますけども、やはり<教育芸術社>がいいというような判定をしております。かなりの差がついているんですね、<教育出版社>と。というようなことでもありますので、器楽合奏の教科書についてはそういった意見とか答申の内容を踏まえまして、<教育芸術社>のものを採用するというところでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ではそのように取り扱うことにいたします。

次は美術科です。ご説明をよろしく願いいたします。

(安保指導室長)

それでは美術科に関してよろしく願いいたします。

美術科に関する選定協議会での協議の主な内容を説明いたします。

美術科では、資料にありますように3者が検定を通っています。

観点①「編集趣旨の適切性」については、<日文>に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<日文>の「美術1」の3ページにある目次をご覧ください。

委員より、<日文>は、絵画やデザインといった領域ごとによる章立てではなく、「自分」、「身の回りや生活」、「社会や世界」、「自然や生命・環境」という、テーマごとの編集になっていることによって、改訂のポイントである共通事項が、例えば、第1章では、自分自身と関わらせながら、第2章では、身の回りや生活の中で意識しながら、学ぶことができるよう工夫されているとのご意見があり、協議の結果、<日文>は、観点①について、特筆すべき特徴があるとされました。

観点③「発達段階への適応」については、<日文>に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<日文>の「美術2・3下」の5ページをご覧ください。

委員より、生徒作品と合わせてアイデアスケッチが豊富に掲載されており、制作過程を大切にし、生徒が主体的に取り組めるようになっているとのご意見があり、協議の結果、

<日文>は、観点③について、特筆すべき特徴があるとされました。

観点④「興味・関心に対する配慮」については、<開隆堂><光村><日文>それぞれに特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

<開隆堂>の「美術2・3」の8・9ページをご覧ください。

このページでは、「美術のちから」が生かされた様々な場面が紹介されています。委員より、このような特設ページや、いろいろな絵が掲載されているとのご意見がありました。

<光村>の「美術2・3下」の16ページをご覧ください。

委員より、このページにあるような「著名人の詞」や、生徒の興味をそそる内容が多いとのご意見がありました。

<日文>の「美術2・3下」の46・47ページをご覧ください。

このページでは、ピカソの内面と作品との関わりが掲載されています。委員より、このような「造形ギャラリー」などの特設ページや、古今東西の作品がバランスよく掲載されているとのご意見があり、協議の結果、3者とも、観点④について、特筆すべき特徴があるとされました。

以上で美術科についての説明を終わります。よろしくご審議ください。

(坂井委員長)

ありがとうございました。ご意見、ご質問、よろしくお願ひします。

特筆すべき内容で、3つとも名古屋がらみのことが出ていと記載されておりますが、二重丸が入っているのは<日文>だけですが、この差はどう具体的に判定されたのですか。

(彦坂指導主事)

3者とも愛知、名古屋に関わる作品ですとかイベントについては掲載がされております。例えば<開隆堂>は美術1の43ページ。ご覧いただきますと、真ん中ほどに名古屋市美術館のワークショップの様子が掲載されております。それから<光村>では2、3の上、32ページを開いていただきますと、愛・地球博でキャラクターになりましたモリゾーとキッコロが暮らしの中のキャラクターという中で扱われております。それから<日文>のほうは2、3の上の41ページに愛知県の岡崎市ですとか豊田市で毎年開催されております美術イベントの様子が掲載されております。その中で<日文>につきましては2、3の下の1ページ目を開いていただいたところに、水谷孝次さんの作品、メリープロジェクトと言うのですが、北京オリンピックの開会式で大きく採り上げられた内容が書かれております。水谷孝次さんは愛知、名古屋の出身の作家でありまして、この採り上げ方が名古屋の子どもたちに親しみを与えるのではないかとということで特筆すべき点があるというご意見をいただきました。以上です。

(坂井委員長)

水谷さんはともかく、岡崎、豊田、豊橋というのもいいのですか。

(彦坂指導主事)

広く愛知ということで意見がございました。

(坂井委員長)

愛知県内でもいいんですね。やっぱり水谷さんののが大きいから二重丸になっているんですか。

(彦坂指導主事)

記憶にも新しいところであるということのご意見でございます。

(三林委員)

さっき指導室長さんが共通事項という話をされましたが、今回、新たな改訂点として共通事項の新設などのところの説明をお願いしたいのですが。

(彦坂指導主事)

美術科における共通事項は、前回の学習指導要領までは美術科の内容として、表現と鑑賞というものがありました。これに共通事項というのが加わったわけです。この共通事項は単独で何かがあるのかと言うとそうではなく、表現、いわゆる絵画、デザイン、工芸、彫刻、どの領域でも、また絵を鑑賞することでも同じく教える側が意識して取り組みたい資質や能力のことです。具体的には2つあります。1つは形や色彩、材料、光などの性質やそれらがもたらす感情を理解すること。一番わかりやすく言いますと、赤い色を見ると私たちは暖かいと感じたり、丸い形を見ると柔らかいと感じたりというような、これはすごくわかりやすい例ですが、そういったことがあるということを理解すること。それからもう1つは形や色彩の特徴などを基に対象のイメージをとらえる。要は自分のイメージを持つということ。この2つです。これが絵を描くときであろうと、彫刻を作るときであろうと、デザインを考えるときであろうと、または絵を鑑賞するときであろうと、常に教える側は意識しなければいけない。子どもたちは感じることをしなければいけない。そういう意味です。

(三林委員)

その点を踏まえてどの教科書がいいというのはありますか。

(彦坂指導主事)

もちろん各者ともこれが改定のポイントでありますので、十分意識はされているのですが、先ほど室長も申しましたように、<日文>につきましてはそれがデザインや絵画、彫刻といったそういった章立てではなく、第1章は自分との関わり方、自分はどう感じるか、自分がどう見るかというくくりになっている。第2章はそれに第三者が付きまします。身の回り、友達、自分だけではなく相手はどう感じるだろう。身の回りの人はどう感じるだろう。生活の中ではどうだろう。そういう学び方ができます。3章ではさらに大きくなって、社会や世界では。国々の違い、文化の違い。そういったものが意識されるような章立てになっているのがよいというようなご意見でした。

(伊藤教育長)

非常に素朴なことです。美術科の場合、教科書はどのようなふうにするのですか。鑑賞で使うというのがよくわからないけれど。

(彦坂指導主事)

これもさまざまな使われ方をしますが、まずは最初に教科書を開けさせてそこに載っている作品を見てまず生徒が感じたことを基に制作なり鑑賞を始めるパターンもごございますし、最初は教科書を閉じておいて、教師のいろいろな資料提示ですとか話からイメージをわかせておいて、じゃあこういうものもあるんだよというように教科書を開かせる授業もごございます。いずれにしても多くは参考に見るという点と、それから文章に書いてあることで内容を理解するという点が主な役割でございませぬ。

(伊藤教育長)

普通の教科とは若干違うんだね。

(彦坂指導主事)

教科の中では教科書を教えるというよりは教科書で教えるといった性質が強いかわかれます。

(坂井委員長)

例えば美術の試験、ペーパーテストはありますよね。ないですか。

(彦坂指導主事)

最近ではない学校のほうが多いと思います。と言いますのは、評価の4つの観点の中に、知識・理解という項目がございませぬ。関心、意欲、態度、発想・構想の能力、想像的な技能、そして鑑賞の能力。知識・理解という観点がございませぬので、テストを省略する学校が増えてきていると把握しております。

(坂井委員長)

高校入試でもないんですか。

(彦坂指導主事)

専門学科につきましてはある程度の知識・理解とそれから実技の試験はあると聞いておりますが。

(坂井委員長)

例えば市工芸辺りはあるんですか。

(彦坂指導主事)

実技試験は間違いなくございませぬ。

(石原指導主事)

デザイン科のある学校ではデッサン、それから立体というようなものがございます。

(永井委員)

実技ですか。

(石原指導主事)

実技です。ペーパーとしての試験はありません。

(坂井委員長)

僕は美術と言うと明度・色相・彩度を頭にたたき込まれて絶対忘れないんだけど、そういうのとは違うんですね。個人的な意見ですが、例えばこれは夜のカフェテラスですよ。これは尾形光琳の国宝ですよ。他の教科書はこんなのを使っておらずに、まあ普通の評価。これはガウディだそうですけど、こういう表紙からして鑑賞に堪えうるものを使っているということに関して私はいいと思うんですね。個人的な意見として。出てこないのは寂しいですが。

(彦坂指導主事)

おっしゃる通りです。選定協では意見としてありませんでした。

(坂井委員長)

これなんか、かなり見ている人が僕は多いと思うんですね。展覧会のたびに出てくる絵ですから。

ということですが、答申は<日文>。現場の先生方は<光村>と<日文>と、割合と接近はしているんですが、それでもやはり<日本文教出版>がよさそうだという判断をしています。もしご意見とご質問がなければ、これまでの意見から答申の中身を勘案して、<日本文教出版>にいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

では美術については<日本文教出版>にすることについていたしたいと思います。それでは保健体育。

(安保指導室長)

保健体育科に関する選定協議会での協議の主な内容を説明します。

保健体育科では、資料にありますように4者が検定を通っています。

観点②「教材の適切性」については、発行者<東書><大日本>に特筆すべき特徴があ

るとの答申をいただきました。

＜東書＞の14ページをご覧ください。委員より、1授業のはじめに「今日の学習」という学習の流れを示し、主体的に学習が進められる教材となっているという意見がありました。

次に、＜大日本＞の116ページをご覧ください。委員より、1授業のはじめに「考えよう」の部分で、自分自身についての振り返りや話し合いを活発に行うことで、自分のこととして学習の目標を考えることができる教材になっているという意見がありました。また、141ページの「熱中症」の扱いでは、予防の留意点として、自分以外の他の人に対する配慮点も記載され、より広い視点をもった学習を進めることができる教材になっているという意見がありました。

こうした協議の結果、＜東書＞と＜大日本＞は、観点②について特筆すべき特徴があるとされました。

観点④「興味・関心に対する配慮」については、発行者＜大日本＞に特筆すべき特徴があるとの答申をいただきました。

＜大日本＞の、93ページをご覧ください。本文下欄外に「ミニ知識」が掲載されています。委員より、この「ミニ知識」は、教科書の随所に掲載してあり、学習をより深められるようになっているという意見がありました。

また、委員より、同じく93ページの「トピックス」では、本文の内容を補足する事項が記載されていたり、30ページでは、本文の内容をさらに詳しくしたりしてより興味・関心が高まるようになっているという意見がありました。

こうした協議の結果、＜大日本＞は、観点④について特筆すべき特徴があるとされました。

以上で保健体育科についての説明を終わります。よろしくご審議ください。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。

(伊藤教育長)

＜大日本図書＞だけ興味・関心の部分が二重丸になっているんですが、他の教科書でも、下に書いているのがありますよね。ここで二重丸がついたのは、先の説明のトピックスというところですかね。

(森指導主事)

他の教科書にもございますが、特に選定協議会等では、「ミニ知識」などの量がかなり多くて、いろんなところに興味・関心があるということで特筆すべき内容ということであるということであげています。あとトピックスにつきましても、内容が非常に濃く、他のコラム等もありますが、量もかなり多いです。そういったところが特筆すべき点であると協議されました。

(三林委員)

今回の教育基本法の改正の部分で生涯にわたってという言葉がついているのですが、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるという観点から言うと、この〈大日本図書〉以下、ほかの教科書みんなそれが一番よいというような意見はありましたでしょうか。

(森指導主事)

選定協議会の中ではそういったご意見等はありませんでしたが、専門委員の中の協議の中でライフヘルスとか一生を見据えた自分の保健を考えるというところで、教科書それぞれ4者ともそういった答申に則って書かれているということが、実際の担当の専門委員の中の協議の中ではあったと聞いております。

(三林委員)

すべての教科書を確認されたということですか。

(森指導主事)

ただ選定協議会のほうではそういった話題はありませんでした。

(坂井委員長)

教科書に関係ないけど、親に読ませたほうがいいですね。親と一緒に読もうとか、そういうのはないですか。

(安保指導室長)

実は昨年、教科書とは違いますが、先生たちの活動実践を体験記録にまとめるというものがございまして、その中で体育の実践でまとめた方の中に、今言われた通りで、家族でダイエットしようとか運動しようとか、家族と結びついてお父さんお母さんとも家でその実践をして、効果を上げていたという報告が実際にございました。子どもも、教科書を使っている、学校の授業で使っている、家庭とも連携して実際に実践を行うと生きた授業になるのかなど。実際にそういった例はあります。

(坂井委員長)

ざっと読んでも、どの会社の本もおもしろい。下の欄外のミニ知識みたいなのもみんなおもしろいですね。これも別に試験があるわけじゃないですか。

(森指導主事)

一応保健の授業と体育理論の授業のところについては、各学校で定期テスト等でやっているということは聞いております。ただ、入試にはありません。

(坂井委員長)

それぞれみんな、それなりにいいんでしょうけどね。各学校の先生方の評価は〈大日本〉が非常に高い。名古屋市、愛知県の中学生の活躍の様子が多く掲載されているというのは、相当重要な要素として見ているわけですね。

(森指導主事)

<大日本図書>ですが、147 ページの次のところですね。裏表紙から 2 枚目のところですが。著作者等が細かく載っていると思いますが、その中に挿絵、図版、写真等のところに細かい字が書いてあるのですが、そこに名古屋市、愛知県もたくさん使われているということで、実際には探していきますと、名古屋市の中学校の名前がはっきり書かれたものがあつたりということで、それを探してごらんみたいな形で意欲づけができるというご意見もありました。

(坂井委員長)

そうですか。これはみんな愛知県と書いてあるから、アイウエオ順で並んでいるので、ずっと頭のほうに全部、愛知県、愛知県、愛知県。

ということでございますけども、他にご質問とかよろしいですか。

本の大きさは今と同じですか。<大日本>の本の大きさは。

(森指導主事)

大日本は各者より大きい B5 変型版。今回が少し広がりました。

(坂井委員長)

何かそれでプラスになったことがあるんですか。大日本の教科書は幅が広がったことによって情報が増えたとか、図版が大きくなったとか、何かありますか。

(森指導主事)

選定協議会の中では、図表等が豊富になったですとか、非常に見やすいといったご意見等がありました。

(坂井委員長)

観点⑦ですね。

(森指導主事)

はい。

(坂井委員長)

では、他になさそうでありますので、これまでのデータとか答申の内容とか今のお話等を伺って、<大日本図書>を採択したいと思います。よろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

では、保健体育につきましては<大日本図書>を採択するという事にいたしたいと思  
います。

それでは書写。お願いします。

(安保指導室長)

国語科(書写)に関する選定協議会での協議の概要を説明いたします。

書写については6者が検定にとおっております。

観点②「教材の適切性」については、<教出><学図>に特筆すべき特徴があるとの答  
申をいただきました。

<学図>29ページをご覧ください。基礎・基本の書写技能を確実に習得できるという点に  
ついて、<学図>については、中学校で習得する行書の基本点画を提示している点で優れ  
ているという意見がありました。また<教出>1年10ページをご覧ください。<教出>に  
ついては、小学校との関連を重視して、穂先の動きの提示を多くして、筆づかいを理解し  
やすくしている点で優れているという意見がありました。

さらに、<教出>1年10・11ページ、16・17ページ、28・29ページを順にご覧くださ  
い。<教出>については、生徒が主体的に学習できるように配慮されているという点につ  
いても、明確な学習の手順が示され、紙面のレイアウトも統一されており、大変見やすく、  
生徒が主体的に学習しやすくなっているという点で優れているという意見がありました。  
協議の結果、<教出><学図>は、観点②について特筆すべき特徴があるとされました。

観点③「発達段階の適応」については、<教出>に特筆すべき特徴があるとの答申をい  
ただきました。

毛筆で学習したことを硬筆で練習して確かめるというのはとても大切で、なぞり書きを  
含めると<教出>が一番多く練習できるという点で優れているという意見がありました。  
協議の結果、<教出>は、観点③について特筆すべき特徴があるとされました。

以上で、国語科(書写)についての説明を終わります。よろしくご審議ください。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。なぞり書きというのは<教育出版>の特徴なんですか。  
全部のページを見てないのでわからないのですけども。

(余合指導主事)

他にもございますけども、<教育出版>のものがいいと。他のものもなぞれるように若  
干薄めに手本のような硬筆の部分がございますけども、一番多くなっているという専門委  
員からの報告がございました。

(坂井委員長)

薄くなっている？

(余合指導主事)

例えばですね。<大日本>の2年、3年の14、15ページをご覧ください。そこの下の部

分、ここもひらがな、カタカナの行書の仮名遣いの鉛筆の硬筆の部分でこの下の段、は若干上に比べますとよくわかるページですけども、薄くなっておりますので、こういうのもなぞり書きで、各社少しずつですけども採り入れてはございます。

(坂井委員長)

例えば<教育出版>の1年生の20ページは字が薄いよ、と。この上をなぞって書いてくださいということですね。

(余合指導主事)

はいそうです。

(坂井委員長)

<教育出版>の観点④の興味・関心に対する配慮で、朱墨と淡墨、淡い墨。赤と黒と両方合わせて筆遣いの作業になっているというので二重丸がうってあるのですが、これは他の本でもありますよね。

(余合指導主事)

ございます。ほかの会社でも見ていただきますとございますが、協議会の中では<教育出版>につきましては全ページにおきまして朱墨が使われているということで、朱墨と淡墨が使われている。例えば他社で言いますと、三省堂の2、3年生、5ページをご覧ください。そちらにも使われておりますけども、ずっと見ていただきますと、すべての文字にわたって使われているのが<教育出版>ということで、すべての文字について使われているので優れているという結果になりました。

(坂井委員長)

朱墨で書くと生徒が覚えやすいんですか。わかりやすいんですかね。あまり基本的なことを聞いてはいけませんけども。

(余合指導主事)

実は小学校5、6年生の書写に新たに穂先の動きという学習が加わりました。小中学校の関連を考えましても、すべての朱墨で表現された穂先の動きを意識させるのには効果があるという報告を受けております。ですから穂先ということで、特に穂先の部分がわかるようにという配慮だと聞いております。

(三林委員)

1冊である出版会社と、2冊にわたっている出版社があり、2冊にわたっているところはすべて1年生と2、3年生と分かれていて、大体分量的には一緒なんですけど、これはどういった意味があるんですか。

(余合指導主事)

協議会上ではそのことは話題にならなかったのですが、専門委員のほうから、まず1冊になっているものにつきましては、3年間の見通しが持てるという点でいい点だということ。それから分かれているものにつきましては時間数を考えますと、1年生は20時間。それから2年生も20時間。3年生は10時間ということで、年間の学習の時間も少ないものですから、当然教材も少ないです。それから3年生につきましては、学習することにつきまして身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くことという学年の内容もございますので2年、3年は合体になっている書写の場合、手本という、模範で文字を見るという役割もございます。協議の場ではそういうお話はございませんでしたけども、専門委員さんからはそういうお話がありました。以上です。

(坂井委員長)

どっちがいいというものでもない。合本にしたほうがいいのか2冊に分かれていたほうがいいのか。そういうことは特に優劣はないということですね。

(余合指導主事)

そのような協議はございませんでした。

(坂井委員長)

でも書いてありますよね。1冊にまとまってと。

(余合指導主事)

専門委員さんからのご意見ではそのようでした。やはり使い勝手の面とか、いろいろ学校それぞれあるものですから、見通しがきくというよい点もあれば、書写としては手本としても使うので、分かれていたほうが薄いので扱いがいい場面もあるという両方のものが出ていました。

(坂井委員長)

3年間も使っていると、汚しちゃうんですかね。＜光村＞は1冊ですね。その代わり色分けしてあって、オレンジは1年生、グリーンは2年生、赤は3年生と分けてあるんですけど。そう大した問題じゃないんですね。

＜教育出版＞で、またちょっとこだわるようなんですけども、観点⑧で名古屋の子どもたちに親しみやすい内容と書いてあります。ずっと見たんですけども、そんなにたくさん名古屋のことが載ってるわけじゃないと思うんです。見落としているかもしれないけど。封筒の宛名のところには出てきますよね。他にあるんですか。

(余合指導主事)

これにつきましては1年生の38ページ、2年、3年生の、今おっしゃった封筒のことで、2年生、3年生のほうの3、29ページ。それぞれのはがきとか封筒の宛名に名古屋市の住所が使われているということで。この住所、8丁目というのは実際にはないんですけども、こういう点で子どもたちの興味・関心をひくというものです。

(坂井委員長)

この程度だったら二重丸をつけるのかなと思って、若干疑問がなきにしもあらずかな。他の地名もいっぱい出てきますね、教科書に。

(余合指導主事)

高学年のほうではやはり 28 ページの方の住所のほかにも職業体験という職場体験のほうですが、これとのつながりが、名古屋市でもやっておりますので、そういうつながりもあるということで、一連の流れとして名古屋市でやっていることでそのまま封筒で書いてということで、流れとしていいということでご意見がありました。

(三林委員)

各学校における研究報告書のほうでは、書写については<光村>のほう若干多いような結果が出てるんですね。この辺は選定協でどのような議論があったかということですけど。

(余合指導主事)

それにつきましては特に協議の場ではございませんでした。

(坂井委員長)

現場の先生の二重丸、丸をどのくらいに評価するかというのは我々もちょっと迷うところですね。現場の先生の評価で二重丸は<光村>のほうはかなり多い。だけど一重丸は<教育出版>のほうが多いですね。これをどんなふうに見るのか。あるいはそんなものを踏まえて選定協がこうつけているんだから、選定協に一番の重みがありますよと見るか。この資料の見方はなかなか微妙なところがあるかなと思いますね。

意見がなかったのはしょうがないですね。ちなみに県内のほかの地区では<光村>はどこも採用してないですね。大体二分されて、<教育出版>か<東京書籍>ですね。だけど名古屋市内の現場の学校の先生方は<光村>がいいかなと。そんな感じも伺えるので。やっぱり見る人によってかなり変わってくるかなという気がしますけども。

他に特にご意見もないようでありますので、書写の教科書につきましては、これまでの経緯、答申を踏まえまして<教育出版>の教科書を採択したいと思います。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

先ほどの指導室長のスケジュールによりますと、ほかの教科については第 2 回目、第 3 回目でやるということでもありますので。残り 9 つ残っています。それから特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書についてもまだ残っておりますけども。これは先ほど申しましたように 8 月 3 日あるいは 5 日で審議をいたしたいと思います。

繰り返しになりますけども、県の指導もございますし、採択に関わる会議録あるいは委員名、選定資料、採択基準などはいずれ公表しますけども、8月31日までは非公開ということでお願いいたします。傍聴の方もご配慮いただきたいと思います。

これで本日の予定の案件は終了でございます。教育委員会の臨時会をこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(午後5時35分終了)